

～次世代につなぐ架け橋へ～

てら さか ばし か み ばし たき おか ばし

寺坂橋・賀美橋・滝岡橋が国の登録文化財に

文化財保護課 1186

12月7日、市内の寺坂橋、賀美橋、滝岡橋の3つの橋が、国の文化審議会から国の登録文化財に登録するよう文部科学大臣に答申されました。これらの橋は、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として登録の答申がなされたものです。市内の国登録有形文化財には、これまで旧本庄商業銀行レンガ倉庫（ローヤル洋菓子店）、旧本庄郵便局（本庄仲町郵便局）、児玉町旧配水塔、間瀬堰堤、間瀬堰堤管理橋の5件がありましたが、今回登録の3つの橋を加えると、合計8件が国の登録文化財となります。



寺坂橋（中央2丁目）

明治22年に旧伊勢崎道の元
小山川に架けられた石造アー
チ橋で、本庄と伊勢崎を結ぶ
歴史的に重要な橋であり、賀
美橋が架けられる以前は、こ
の寺坂橋が主要な橋でした。
橋の規模は橋長7・6メート
ル、幅員は3・3メートルで
す。近代のアーチ橋に特徴的
な五角形の切石が認められる
など、本庄の近代化を示す石
造アーチ橋として貴重であり、
現役の石造アーチ橋としては
県内最古の橋です。

伊勢崎新道の開削に伴って
大正15年に建設された鉄筋コ
ンクリート桁橋です。橋の規
模は橋長6・3メートル、幅
員は9メートルです。その装
飾がモダンで、親柱は四角柱
で上部に家型の装飾が施され、
当初はその上にガラス製の柱
灯と受台がありました。橋の
高欄部分の各区画の下部には
扇型の装飾があり、縁に白い
タイルが張り付けられるなど、
近代化による期待が込めら
れているようです。

賀美橋（若泉2丁目）



滝岡橋（堀田）

昭和3年に堀田と深谷市岡
との境界をなす小山川に架け
られた鋼桁橋で、滝瀬と岡の
1字を取って名づけられました。
橋の規模は橋長147
メートル、幅員は7メートル
です。この橋は、旧中山道の
小山川に架けられた最初の近
代的な橋であり、橋台にイギ
リス積みの赤煉瓦を用いてい
ることや花崗岩でできた直径
1メートルの円筒形の親柱や
欄干は地元市民はもとより、
市の内外で親しまれています。

市有地を売却します

市では、次の物件について市有地売り払いの見積もり合わせを実施します。

所在地 本庄1丁目2、84
3番2
面積 1、204・33㎡
地目 宅地
区域区分 市街化区域
用途地域 商業地域および第一種住居地域
最低売却価格 1億2、043万3千円

見積もり合わせ期間 1月21日～25日

提出先 財政課市役所3階

買受者の決定 市の定めた最低売却価格以上で最も高い価格の見積りを買受者として

提出先 財政課市役所3階
買受者の決定 市の定めた最低売却価格以上で最も高い価格の見積りを買受者として

*見積もり要領などの関係書類の配布および問い合わせは左記へ

65 財政課管財契約係 11

随意契約による宅地公売のご案内

市では、土地区画整理事業地内の宅地（保留地）を引き続き公売しています。売却にあたっては、3月14日まで随時受け付け中です。

*申込資格や要件等などについては、お問い合わせください。

朝日町地区・・・区画整理課 1143

小島西地区・・・区画整理課 1144

児玉南地区・・・総合支所都市整備課 ⑦1331(内線233)

地区名	番号	面積(㎡)	㎡単価(円)	公売価格(円)	備考
朝日町	1	237.20	69,500	16,485,400	
	2	237.21	62,400	14,801,904	
小島西	4	366.59	35,900	13,160,581	
	5	180.27	39,500	7,120,665	
	6	165.42	42,300	6,997,266	上・下水道、都市ガス完備
	7	165.42	42,300	6,997,266	
	9	188.18	48,200	9,070,276	
	10	193.11	43,700	8,438,907	
	11	194.89	35,300	6,879,617	
13	150.71	45,800	6,902,518		
児玉南	16	508.63	19,800	10,070,874	
	17	336.83	24,700	8,319,701	
	18	300.51	26,100	7,843,311	
	20	256.89	27,100	6,961,719	
	21	141.05	25,800	3,639,090	
	23	499.73	25,800	12,893,034	

表中、番号表示のない物件についてはすでに売却済みです。

市営住宅の入居申し込みについて

市では、市営住宅の入居申し込みを、常時受け付けています。

次のからまでの入居資格をすべて満たしている人は、待機者として登録され、入居可能な住宅が生じた場合、登録順に入居することができます。(登録の有効期限は、登録した年から3年以内の3月31日までです。)

市内に住所または勤務場所があること

環境影響評価公聴会を開催します

日時 2月2日 午後2時～4時
場所 中央公民館1階実習室
内容 一般国道17号本庄道路に係る環境影響評価公聴会
意見を聴く事項 環境影響評価準備書についての環境の保全と創造の見地からの意見

公述の申出 意見を述べたい人は、公述申出書を1月11日から21日(必着)までに郵送、ファックスまたは電子メールで下記へ

〒330-9301
埼玉県温暖化対策課環境影響評価担当
FAX 048-830-4777
電子メール a3030-02@pref.saitama.lg.jp

公述申請書は、埼玉県温暖化対策課または県ホームページで配布します。

公述申出人がいない場合は中止しますので、傍聴を希望される人は開催の有無をお問い合わせのうえ、直接会場へお越しください。



埼玉県温暖化対策課 048-830-3041

現に同居し、または同居しようとする親族があること
単身でも、一定の条件(昭和31年4月1日以前に生まれた人で自立できる人など)を満たしている人は可能です。

現に住宅に困っていることが明らかでないこと
世帯の総収入が一定の基準以内であること
市税等の滞納がないこと
受付場所

- ・ 建築開発課(市役所2階)
- ・ 都市整備課(総合支所2階)

*詳しくは左記へ
建築開発課 1141